

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第17号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の全部改正について
提 案 理 由	堺市行政手続条例（平成8年条例第17号。以下「条例」という。）の一部改正及び堺市行政手続条例施行規則（平成9年規則第25号）の全部改正を踏まえ、堺市教育委員会における行政手続に関する規定の明確化を図るため、本規則の全部改正を行うものであること。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 題名を堺市教育委員会行政手続施行規則に改めるもの (2) 堺市教育委員会における条例の施行並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び条例の定めるところにより行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について市長事務部局の例によることを明記するもの 2 施行期日 公布日から施行する。
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（)

議案第17号

堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の全部改正について

堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則について、次のとおり全部改正する。

令和8年3月27日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市教育委員会行政手続施行規則

堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成14年教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

堺市教育委員会における堺市行政手続条例（平成8年条例第17号。以下「条例」という。）の施行並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び条例の定めるところにより行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、市長事務部局の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成14年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則</u></p> <p>堺市教育委員会における行政手続法（平成5年法律第88号）及び<u>堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）</u>の定めるところにより行なう聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、市長事務部局の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>堺市教育委員会行政手続施行規則</u></p> <p>堺市教育委員会における<u>堺市行政手続条例（平成8年条例第17号。</u>以下「条例」という。）の施行並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び<u>条例</u>の定めるところにより行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、市長事務部局の例による。</p>